

国空予管第1105号
国空政第 126 号
国空環第 103 号
平成21年3月31日

空港管理者の長（国管理空港を除く） 殿
騒音区域が指定された地方公共団体の長 殿
(独) 空港周辺整備機構 理事長 殿

国土交通省航空局長

航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について

航空局所管国庫補助事業における財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）の承認については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、空港整備事業費補助金等交付要綱（平成10年3月27日空管第524号）、残存物件取扱要綱（平成10年4月3日空管第527号）、住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱（平成15年4月25日国空環第116号）及び周辺環境基盤施設整備事業費補助金交付要綱（平成16年4月27日国空環第159号）のほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 補助対象財産の処分手続きの原則（個別承認）

- (1) 補助事業者が、補助金等適正化法第22条の規定に基づき補助対象財産の財産処分を行う場合には、別紙様式第1により国土交通大臣あて財産処分申請書を提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 国土交通大臣は、記1(1)の財産処分の承認にあたり、別表1及び別表2に掲げる財産処分の区分に応じて国庫納付等の条件を付すものとする。

2. 補助対象財産の処分手続きの特例（包括承認）

- (1) 補助事業者が次の①及び②に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸し付け、当該財産の処分により収益を得る場合を除く。）には、補助事業者におい

て、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、記1（1）にかかわらず、別紙様式第2により国土交通大臣あて財産処分報告書を提出するものとし、当該報告書の提出をもってその承認があつたものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。

- ① 補助事業の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10年を経過した補助対象財産の財産処分を行うもの。
- ② 補助事業の完了後10年を経過していない補助対象財産を処分する場合において、災害又は火災により損壊した場合など、補助事業者の責に帰すことのできない事由により使用できなくなった補助対象財産（空港法第10条第1項及び第3項並びに空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の空港整備法第11条第1項及び第3項による空港施設災害復旧事業の対象となるものを除く。）の取り壊し又は廃棄を行うもの。
- （2）補助事業者が、記2（1）により国土交通大臣に報告した財産処分であつて、次の①から④に掲げるものについては、それぞれ当該①から④に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。
 - ① 目的外使用（収益がない場合）
使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること
 - ② 無償譲渡
譲渡先の国又は地方公共団体が収益を得る財産処分を行う場合、補助事業者は改めて「航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について」記1（1）に定める承認を受けること
 - ③ 交換
交換により取得される財産は補助金適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること
 - ④ 無償貸し付け
使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること
- （3）補助事業者は、記2（1）による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行うことにより収益を得ることとなる場合には、改めて記1（1）の財産処分の承認を受けるものとする。

3. 間接補助事業者の財産処分の取扱い

- （1）補助事業者が間接補助事業者の財産処分の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、別紙様式第3により国土交通大臣あて財産処分報告書（間接補助）を提出するものとする。
- （2）補助事業者が間接補助事業者から記3（1）の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。

4. その他の手続き等について

- (1) 国土交通大臣は、記1又は記2により、補助事業者から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- (2) 国土交通大臣は、必要に応じ、記1又は記2により財産処分を承認した補助対象財産の利用状況について、補助事業者から報告を求めることができる。
- (3) 補助対象財産の処分にあたり他の法令等に基づく許可が必要な場合には、他の法令等に基づく許可を得ていること。
- (4) 補助事業者が、記1又は記2により財産処分の承認を受けた補助対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において、航空局所管国庫補助事業により計画した場合には、国土交通大臣は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業の採択について慎重に検討しなければならない。
- (5) 地域再生法（平成17年法律第24号）第21条の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。
- (6) 記2により財産処分報告書の提出をもって国土交通大臣の承認があったものとみなすことができる財産処分の範囲その他の事項は、各補助事業等の特性に応じて別途個別に定めることができる。

5. 本規定は、平成21年4月1日から適用する。

(別表1)

【補助事業の完了後10年を経過した場合】

| 財産処分区分 | 承認条件 | 国庫納付額 (国庫補助金等相当額を限度とする) |
|---|--|--|
| 目的外使用 (補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること) | 収益がある場合 | ・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益(維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)の年間の実績額を報告すること(目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること) ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること |
| | 収益がない場合 | ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること |
| 譲渡 (補助対象財産の所有者を変更すること) | 有償 | 国庫納付 |
| | 無償 | ・国庫納付(ただし、国又は地方公共団体への譲渡の場合は国庫納付を要しない。) ・譲渡先の補助対象財産の利用状況について毎年報告すること ・譲渡先の国又は地方公共団体が収益を得る財産処分を行う場合、補助事業者は改めて「航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について」記1(1)に定める承認を受けること |
| 交換 (補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること。) ・補助目的物を提供する代替として同じ機能を有する施設を建設させる場合 ・補助目的物の一部又は全部を消滅させる代替として、空港管理者が当該補助目的物と同じ機能を有する施設を単独で整備する場合) | ・国庫納付(交換差益が生じる場合に限る。) ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること | 交換差益額のうち国庫補助金等相当額 |

| | | | |
|---|----|--|--|
| 貸付け (補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、用途又は目的を妨げない限度において、他の者に使用されること) | 有償 | <ul style="list-style-type: none"> ・国庫納付 ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること | 貸付額のうち国庫補助金等相当額 |
| | 無償 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること | — |
| 担保に供する処分 (補助対象財産に抵当権等を設定すること) | | 抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと | <ul style="list-style-type: none"> ・工作物等にあっては、財産処分時における残存価格に補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあっては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額 |
| 取り壊し (補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと) 廃棄 (補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること) | | — | — |

(別表2)

【補助事業の完了後10年を経過していない場合】

| 財産処分区画 | 承認条件 | 国庫納付額 (国庫補助金等相当額を限度とする) |
|--|--|--|
| 目的外使用(補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること) | 国庫納付(残存物件取扱要綱(平成10年4月3日空管第527号)5.に定める耐用年数を満了したものは国庫納付を要しない。) | ・工作物等にあっては、財産処分時における残存価格に補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあっては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額 |
| 譲渡 (補助対象財産の所有者を変更すること) | 国庫納付(残存物件取扱要綱(平成10年4月3日空管第527号)5.に定める耐用年数を満了したものは国庫納付を要しない。) | ・工作物等にあっては、財産処分時における残存価格に補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあっては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額 |
| 交換 (補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること。 ・補助目的物を提供する代替として同じ機能を有する施設を建設させる場合 ・補助目的物の一部又は全部を消滅させる代替として、補助事業者が当該補助目的物と同じ機能を有する施設を単独で整備する場合) | 国庫納付(交換差益が生じる場合に限る。) | 交換差益額のうち国庫補助金等相当額 |

| | | |
|---|--|--|
| 貸付け (補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、用途又は目的を妨げない限度において、他の者に使用させること) | 国庫納付(残存物件取扱要綱(平成10年4月3日空管第527号)5.に定める耐用年数を満了したものは国庫納付を要しない。) | <ul style="list-style-type: none"> ・工作物等にあっては、財産処分時における残存価格に補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあっては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額 |
| 担保に供する処分 (補助対象財産に抵当権等を設定すること) | 国庫納付(残存物件取扱要綱(平成10年4月3日空管第527号)5.に定める耐用年数を満了したものは国庫納付を要しない。) | <ul style="list-style-type: none"> ・工作物等にあっては、財産処分時における残存価格に補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあっては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額 |
| 取り壊し (補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと) 廃棄 (補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること) | 国庫納付(残存物件取扱要綱(平成10年4月3日空管第527号)5.に定める耐用年数を満了したものは国庫納付を要しない。) | <ul style="list-style-type: none"> ・工作物等にあっては、財産処分時における残存価額に補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあっては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額 |

別紙様式第1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 氏名 殿

申請者
地方公共団体名
長の職名及び氏名 印

財産処分承認申請書

平成〇〇年度〇〇事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 処分しようとする財産

イ 種類

ロ 名称

ハ 位置

ニ 構造及び性能

ホ 数量

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所

4 処分の相手方の利用計画

5 処分しようとする理由

6 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

7 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

番号
年月日

国土交通大臣 氏名 殿

申請者
地方公共団体名
長の職名及び氏名 印

航空局所管国庫補助事業に係る財産処分報告書

平成〇〇年度〇〇事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日付け、国空予管第1105号、国空政第126号及び国空環第103号航空局長通知）記2の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 処分しようとする財産

イ 種類

ロ 名称

ハ 位置

ニ 構造及び性能

ホ 数量

ヘ 取得年月日（供用年月日）

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所

4 処分の相手方の利用計画

5 処分しようとする理由（包括承認となる根拠を明示すること）

6 財産処分後の管理

7 財産処分の工程

8 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

9 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別紙様式第3

番号
年月日

国土交通大臣 氏名 殿

申請者
地方公共団体名
長の職名及び氏名

印

航空局所管国庫補助事業に係る財産処分報告書（間接補助）

平成〇〇年度〇〇事業に係る財産の処分について、間接補助事業者から承認申請があつたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日付け、国空予管第1105号、国空政第126号及び国空環第103号航空局長通知）記3の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 処分しようとする財産

イ 種類

ロ 名称

ハ 位置

ニ 構造及び性能

ホ 数量

ヘ 取得年月日（供用年月日）

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所

4 処分の相手方の利用計画

5 処分しようとする理由（包括承認となる根拠を明示すること）

6 財産処分後の管理

7 財産処分の工程

8 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

9 添付書類（間接補助事業者から補助事業者への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和20年8月27日法律第179号）

最終改正：平成14年12月13日法律第152号

（財産の処分の制限）

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）

最終改正年月日：平成20年8月27日政令第259号

（処分を制限する財産）

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

○地域再生法（平成17年4月1日法律第24号）

最終改正：平成20年5月21日法律第36号

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。）は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために行う事業に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他内閣府令で定める事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 前項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一から五まで （略）

六 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

4から11まで （略）

第六節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第二十一条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第三項第六号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。